

# データ使用許諾契約書

株式会社デジタルアドバンテージ（以下「当社」という）は、当社が保有する店舗データ（以下、本データという）に関する使用条件を、次のとおり定めます。本契約は、当社と本契約に同意し、使用許諾を受けた本データを使用する者（以下「エンドユーザー」という）との間に適用されるものとし、エンドユーザーは、本データの提供形式であるパスワード付き圧縮ファイル（ZIP ファイル）を、本契約書の別紙2に記載されたパスワードを使って解凍し、内部のデータファイルが参照可能になった時点で、本契約のすべての条件に同意したものとみなします。

## 第1条（本データのライセンス付与）

当社は、本契約、および第2条の別紙に定める範囲において、エンドユーザーによる本データの使用権を許諾するものとします。

## 第2条（別紙記載事項）

下記各号の事項については、別紙1に記載し本契約書に添付します。

- （1）本データの仕様
- （2）本データの使用範囲（使用目的など）
- （3）その他必要となる事項

## 第3条（本データの取扱い）

エンドユーザーは、本データを以下のとおり取り扱います。

- （1）本契約または別紙に記載する条件と異なる条件にて本データを使用するときは、書面による当社の事前承諾を取得します。
- （2）本契約または別紙において明示的に定める場合を除き、本データを複製、送信、加工しません。
- （3）有償・無償を問わず、また、譲渡、使用許諾、送信その他の方法のいかんを問わず、本データを第三者に利用または使用させません。

## 第4条（権利関係）

本契約によりエンドユーザーは、本データの使用権のみを取得します。本データに関する著作権は、当社に帰属することを確認します。

## 第5条（保障）

1. 当社は、本データが第三者の著作権その他知的財産権、名誉権、プライバシーその他の権利を侵害しないことを保証します。
2. 当社は、本データの正確性に最善の努力を払います。ただし本データの完全性は保証されません。エンドユーザーはこれを確認し、本データを使用するにあたり、本データの不完全性が重大な損害につながるような措置を講じるものとします。
3. 本データの不完全性に起因して、エンドユーザーにおいて生じた損害についての場合でも、当社はその賠

償の責を負いません。

## 第6条（守秘義務）

当社およびエンドユーザーは、本契約に関し業務上知り得た相手方の秘密を保持し、第三者に漏洩してはならないものとし、本条の義務は、本契約が終了した後も継続します。

## 第7条（契約違反による損害賠償）

1. 当社およびエンドユーザーは、本契約の定めにより相手方に損害を発生させたときは、本契約に別段の定めがある場合を除き、当該違反により相手方が被った損害を賠償するものとし、ただし、損害の範囲は直接被った現実の通常損害に限ります。

2. 前項に従い、当社がエンドユーザーに対し損害賠償を行う場合、その金額は本契約により当社が受領した金額（消費税を除く）を上限とします。

## 第8条（本契約の有効期間）

本契約の有効期間は、エンドユーザーが本データの使用を中止するまでの期間とします。

## 第9条（権利義務譲渡の禁止）

エンドユーザーは、本契約における権利義務、またはその地位を第三者に譲渡し、あるいは担保に供してはならないものとし、

## 第10条（解除）

1. 当社またはエンドユーザーが次の各号のいずれかに該当したときは、相手方はなんらの通知、催告を要せずただちに本契約を解除できるものとし、

（1）手形又は小切手が不渡りとなったとき。

（2）差押え、仮差押え、または競売の申立があったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき。

（3）破産、会社更生手続開始、または民事再生手続開始の申立があったとき、もしくは、清算に入ったとき。

（4）解散もしくは営業の全部、または一部を第三者に譲渡しようとしたとき。

（5）株主等の構成、役員等の変動により、従前の会社から会社の実質が大きく変化したとき。

（6）相手方が暴力団をはじめとする反社会的勢力であると判明したとき。または相手方が暴力的要求行為もしくは法的責任を超えた不当な請求をおこなったとき。なお、当社およびエンドユーザーは暴力団をはじめとする反社会的勢力と一切関係がないことを保証するものとし、

（7）本契約に基づく債務を履行せず、相手方からの1カ月間の催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。

2. エンドユーザーは、自己に前項各号に掲げる事由の何れかが生じたときは、当社に対して負担するすべての債務について、期限の利益を喪失するものとし、

**第11条（本データの破棄）**

本契約が終了したとき、エンドユーザーは、本データを当社に返還するか破棄します。

**第12条（裁判管轄）**

本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とします。

**第13条（協議解決）**

契約書に定めのない事項や、本契約の解釈に対する疑義を生じたときは、信義・誠実の精神にのっとり、当社およびエンドユーザーが誠意をもって協議のうえ円満に解決するものとします。

2014年3月5日制定

# 別紙 1

## (1) 本データの仕様

チェーン名/店舗名/店舗座標 (緯度・経度、世界測地系) を含む CSV ファイル。

<ここにリストを入れる>

## (2) 本データの使用範囲 (使用目的など)

エンドユーザーの社内 (および関係者) に限定した使用。

## (3) その他必要となる事項

特になし。

## 別紙 2

ZIP ファイルを解凍するためのパスワード